



島根県報

平成23年3月15日（火）

第2,273号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則	(薬事衛生課)	2
旅館業法施行細則の一部を改正する規則	(〃)	3
クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則	(〃)	3
興行場法施行細則の一部を改正する規則	(〃)	4
島根県港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則	(港湾空港課)	4

【告 示】

公平委員会の事務の受託の廃止	(市町村課)	10
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条の4第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院の認定	(障がい福祉課)	10
応急入院指定病院の指定	(〃)	10
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の4第2項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院の指定	(〃)	11
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の名称の変更	(〃)	11
家畜伝染病予防法の規定による検査の実施	(食料安全推進課)	11
家畜伝染病予防法の規定による注射の実施	(〃)	14
解除予定保安林	(森林整備課)	14
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(〃)	15
第10次鳥獣保護事業計画の変更	(〃)	15
漁業災害補償法の規定による同意	(水産課)	15
換地処分届出	(都市計画課)	16
都市計画事業変更の認可	(〃)	16

【公 告】

島根県オープン基盤の調達に係る提案競技の実施	(情報政策課)	16
平成22年度後期技能検定の合格者	(雇用政策課)	20
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	23
平成23年度における宅地建物取引業法の規定に基づく講習	(建築住宅課)	24

【選管告示】

手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画するものとされる放送事業者の指定		24
---------------------------------------	--	----

公布された条例等のあらまし

◇公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則（規則第12号）

- 1 規則の概要
公衆浴場営業許可証の様式の整備（様式第2号関係）
- 2 施行期日
平成23年4月1日から施行することとした。

◇旅館業法施行細則の一部を改正する規則（規則第13号）

- 1 規則の概要
旅館業許可証の様式の整備（様式第9号関係）
- 2 施行期日
平成23年4月1日から施行することとした。

◇クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則（規則第14号）

- 1 規則の概要
クリーニング所開設届、無店舗取次店営業届及びクリーニング所検査確認済証の様式の整備（様式第1号—様式第2号関係）
- 2 施行期日
平成23年4月1日から施行することとした。

◇興行場法施行細則の一部を改正する規則（規則第15号）

- 1 規則の概要
興行場営業許可証の様式の整備（様式第7号関係）
- 2 施行期日
平成23年4月1日から施行することとした。

◇島根県港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則（規則第16号）

- 1 規則の概要
 - (1) 港湾施設の利用の許可に係る申請書の様式を整備することとした。（様式第1号—様式第3号関係）
 - (2) その他規定の整備
- 2 施行期日
平成23年4月1日から施行することとした。

規 則

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第12号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（昭和24年島根県規則第45号）の一部を次のように改正する。

「営業所名称
 様式第2号中 営業所住所 を 「営業所名称
 営業所名称」 に改める。
 営業所氏名」
 営業所氏名」

附 則

この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第13号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和46年島根県規則第5号）の一部を次のように改正する。

「営業所名称
 様式第9号中 営業所住所 を 「営業所名称
 営業所名称」 に改める。
 営業所氏名」
 営業所氏名」

附 則

この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第14号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和46年島根県規則第53号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

営 業 の 種 別	ランドリー、仕上工程、ドライ、リネンサプライ、取次所	を
法第3条第3項第5号の洗濯物の取扱いの有無		

」

「

営 業 の 種 別	<input type="checkbox"/> クリーニング所（洗濯物の受取及び引渡しのみを行うものを除く。） <input type="checkbox"/> 選別 <input type="checkbox"/> 洗濯（ <input type="checkbox"/> ランドリー <input type="checkbox"/> ドライ） <input type="checkbox"/> 乾燥 <input type="checkbox"/> 仕上げ（ <input type="checkbox"/> アイロン <input type="checkbox"/> たたみ）		に
	<input type="checkbox"/> 取次所（洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所）		
	法第3条第3項第5号の洗濯物の取扱いの有無	有 ・ 無	

」

改める。

様式第1号の2中

「

法第3条第3項第5号の洗濯物の取扱いの有無		を
-----------------------	--	---

」

法第3条第3項第5号の洗濯物の取扱いの有無	有 ・ 無
-----------------------	-------

に

改める。

「クリーニング所 名 称
所 在 地 「クリーニング所所在地
様式第2号中 営 業 者 住 所 を クリーニング所名称 に改める。
氏 名 営 業 者 氏 名」
生年月日」

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第15号

興行場法施行細則の一部を改正する規則

興行場法施行細則（昭和59年島根県規則第96号）の一部を次のように改正する。

「興行場 所在地
名 称 「興行場所在地
様式第7号その1及び様式第7号その2中 営 業 者 住 所 を 興 行 場 名 称 に 改 め、 「主たる事務所の所在地
氏 名 営 業 者 氏 名」

、」を削る。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

島根県港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第16号

島根県港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

島根県港湾施設条例施行規則（昭和39年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次に掲げる」を「次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に定める様式による」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 岸壁、栈橋又は物揚場に船舶を係留しようとする場合 様式第1号
 - (2) 上屋、野積場、水中木材整理場、水中貯木場、冷凍コンテナ電源施設又は移動式荷役機械を利用しようとする場合
様式第2号
 - (3) 港湾施設用地又は危険物置場を利用しようとする場合 様式第3号
- 様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号 (第2条関係)

係留施設使用許可申請書

年 月 日

様

船長氏名 _____

申請者名 _____ ㊞

申請者住所 _____

担当者名・連絡先 _____

【外航・内航】

申請者コード				
船舶 基 本 情 報	船名		IMO番号 (又は船舶番号・漁船登録番号)	
	船種 【貨物船・コンテナ船・貨客船・客船・油槽船・漁船・その他】 / 【汽船・機船・機帆船・その他】			
	国籍		船籍港	
	総トン数	国際総トン数	重量トン数	全長
	連絡方法	呼出符号 (信号符字)	船舶電話番号、インマルサット電話番号、FAX番号その他連絡方法	
船 主 等 情 報	船主名 (所有者名)・住所・電話番号又はFAX番号		(コード)	
	(名前)			
	(住所)			
	(電話番号又はFAX番号)			
	運航者名・住所・電話番号又はFAX番号 (運航者と船舶賃借人が異なる場合は、船舶賃借人名・住所・電話番号又はFAX番号を併記すること。)			
	(名前)		(コード)	
	(住所)			
	(電話番号又はFAX番号)			
	代理人 (店) 名・住所・電話番号又はFAX番号		(コード)	
	(名前)			
	(住所)			
	(電話番号又はFAX番号)			
入港予定港名		入港予定日時		
		月 日 時 分		
停泊目的		希望びよう泊場所	びよう泊予定期間	
			月 日 時 分から	
			月 日 時 分まで	
入 港	係留施設 (希望船席) 名称・場所		(コード)	
	着岸 (予定) 日時		離岸 (予定) 日時	

情報	月 日 時 分			月 日 時 分		
	移動前停泊場所			移動後停泊場所		
	移動理由		移動予定日時 月 日 時 分		移動後停泊予定期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで	
	運航区分 【入港・移動】	着岸舷側 【左舷・右舷】		(被) 接舷船名		最大喫水 (入港から出港まで) (m)
航海情報	航路名				【優先指定・定期・不定期】	
	仕出港		前港	次港		仕向港
情報	特定海域の入域の位置及び入域の予定時刻					
	(入域位置) 【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】 (予定日時) 月 日 時 分					
船名			IMO番号 (又は船舶番号・漁船登録番号)			
貨物情報	本邦内での陸揚貨物の種類 (積荷地) ・数量			入港予定港における船積貨物の種類・数量		
	入港予定港	(種類)	(数量)	(種類)	(数量)	
	その他本邦の港(入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載)					
危険物情報	品名 (積荷地) ・等級・国連番号・容器等級・引火点 (密閉式による摂氏)			こん包の数・正味重量		船舶内の積付け位置
	入港時					
	出港時					
危険	危険物荷役業者名・電話番号					

物 荷 役 情 報	危険物荷役期間			
	月	日	時 分から 月 日 時 分まで	
保 障 契 約 情 報	保障契約締結の有無 【有・無】	保障契約証明書等の番号（保障契約証明書等を有している場合）		
	保障契約証明書等を 有していない場合の 記入事項	①保険者等の氏名又は名称		
		②保障契約の証書の番号		
		③保障契約の有効期間		
		④燃料油濁損害及び船体撤去の費用を担保・填補する契約と なっているか	【なっている・なっていない】	
		⑤保障限度額		
過去一年間の本邦内の港への入港実績の有無		【有・無】		
備 考				

- 注 1 「連絡方法」の欄については、内航船舶にあっては呼出符号（信号符字）のみ記載すること。
- 2 「過去一年間の本邦内の港への入港の実績の有無」については、一般船舶にあっては特定海域への入域の有無も含む。
- 3 「貨物情報」及び「危険物情報」の「積荷地」については、本邦以外の地域の港から本邦の港に入港する場合にのみ記載すること。
- 4 「その他本邦の港（入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載）」の欄については、内航船舶は記載する必要はない。
- 5 入港時の「危険物情報」には「荷卸しする危険物」、「その他の危険物」に区分して記入し、出港時の「危険物情報」には「積込む危険物」を記入すること。この場合、荷役しない「その他の危険物」については、「積付け位置」の欄に、その開放、非開放の別も記入すること。
- 6 「危険物荷役情報」は、荷役関係者が記入のこと。
- 7 「保障契約証明書等」とは、保障契約証明書、責任条約の締約国である外国が交付した当該船舶について保障契約が締結されていることを証する責任条約の附属書の様式による書面、外国が交付した責任条約第7条第12項に規定する証明書又は一般船舶保障契約証明書をいう。
- 8 「保障契約証明書等の番号」の欄と「保障契約証明書等を有していない場合の記入事項」の欄については、該当する場合に応じ、いずれか一方に記入すること。

様式第2号 (第2条関係)

港湾施設(上屋等)使用許可申請書

年 月 日

様

住 所

申請者 氏 名

㊞

電 話

(法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

申 請 者 コ ー ド		施 設 の 種 類	1. 上 屋 2. 野積場 3. 冷凍コンテナ電源施設 4. 移動式荷役機械 5. その他()
施 設 コ ー ド		施 設 名 称	
信 号 符 号 (コールサイン)等		船 名	
使 用 数 量 (使用面積)		使 用 区 画 (区 画 名)	
使 用 予 定 期 間	年 月 日 時 分から		
	年 月 日 時 分まで		
貨 物	品名コード	品 名	個数・トン数
備 考			

注 該当施設番号を○印で囲み、施設の種類ごとに記載すること。

様式第3号 (第2条関係)

港湾施設 (施設用地・危険物置場) 使用許可申請書

年 月 日

様

住 所
 申請者 氏 名 ④
 電 話
 (法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

申請者コード			
施設コード		施設名称	
使用面積		使用区画 (区画名)	
使用予定期間	年 月 日 時 分から		
	年 月 日 時 分まで		
貨物	品名コード	品名	個数・トン数
備考			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の島根県港湾施設条例施行規則の規定により作成された申請書でこの規則の施行の際受理されているものは、この規則による改正後の島根県港湾施設条例施行規則の規定により作成された申請書とみなす。

告

示

島根県告示第185号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、平成23年3月31日をもって、島根県と次に掲げる一部事務組合との間の公平委員会の事務の受託を廃止するので、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成23年3月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

一部事務組合

公立雲南総合病院組合

雲南環境衛生組合

雲南消防組合

島根県告示第186号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院を次のとおり認定したので、告示する。

平成23年3月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	指定年月日
島根県立こころの医療センター	出雲市下古志町1574-4	平成23年2月1日
社会医療法人清和会 西川病院	浜田市港町293-2	平成23年2月1日

島根県告示第187号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第1項に規定する精神科病院を次のとおり指定したので、告示する。

平成23年3月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	指定年月日
島根県立こころの医療センター	出雲市下古志町1574-4	平成23年2月1日
社会医療法人清和会 西川病院	浜田市港町293-2	平成23年2月1日
社会医療法人昌林会 安来第一病院	安来市安来町899-1	平成23年2月1日

島根県告示第188号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第2項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院を次のとおり指定したので、告示する。

平成23年 3月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	指定年月日
島根県立こころの医療センター	出雲市下古志町1574-4	平成23年 2月 1日
社会医療法人清和会 西川病院	浜田市港町293-2	平成23年 2月 1日

島根県告示第189号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成23年 3月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		所 在 地	自立支援医療の種類	変更年月日
名 称				
変 更 前	変 更 後			
比津が丘まつい薬局	有限会社パワーファーマシー比津が丘薬局	松江市比津町472-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成23年 2月 1日

島根県告示第190号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により監視伝染病の検査を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年 3月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

検査の種類	実施の目的	実施対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	検査の方法	実施する区域	実施の期日
ブルセラ病検査	ブルセラ病の発生予防	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛	ブルセラ急速凝集反応法とし、必要に応じてエライザ法、試験管凝集反応法又は補体結合反応法とする。	1 松江市（旧松江市及び旧宍道町の区域に限る。）、大田市（旧大田市の区域に限る。）、安来市（旧伯太町の区域に限る。）、雲南市、東出雲町、奥出雲町、吉賀町	平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
		2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日		2及び3 当該家畜	

		を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 3 家畜保健衛生所長が必要と認める家畜		の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する区域	
結核病検査	結核病の発生予防	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 3 家畜保健衛生所長が必要と認める家畜	ツベルクリン皮内注射法	1 松江市（旧松江市及び旧宍道町の区域に限る。）、大田市（旧大田市の区域に限る。）、安来市（旧伯太町の区域に限る。）、雲南市、東出雲町、奥出雲町、吉賀町 2 及び3 当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する区域	
ヨーネ病検査	ヨーネ病の発生予防	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後6ヶ月を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後6ヶ月を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 3 発生地域の牛及び汚染地域からの導入牛並びにこれらとの同居牛で家畜保健衛生所長が必要と認める牛 4 家畜保健衛生所長が必要と認める家畜	スクリーニング法又はエライザ法とし、必要に応じてヨーニン検査、補体結合反応検査又は細菌検査とする。	1 松江市（旧松江市及び旧宍道町の区域に限る。）、大田市（旧大田市の区域に限る。）、安来市（旧伯太町の区域に限る。）、雲南市、東出雲町、奥出雲町、吉賀町 2 から4まで 当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する区域	
牛海綿状脳症	牛海綿状脳症の	牛海綿状脳症対策特別措置法	エライザ法	県下全域	平成23年 4月 1

検査	発生状況及び動向把握	(平成14年法律第70号) 第6条第1項の規定による届出対象となる牛(牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平成14年農林水産省令第58号)第4条の規定に該当する場合を除く。)			日から平成24年3月31日まで
アカバネ病検査	牛のアカバネ病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
チュウザン病検査	牛のチュウザン病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
アイノウイルス感染症検査	牛のアイノウイルス感染症の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
イバラキ病検査	牛のイバラキ病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
牛流行熱検査	牛の牛流行熱の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
伝達性海綿状脳症検査	めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向把握	家畜保健衛生所長が必要と認めるめん羊及び山羊	ウエスタンブロット法	県下全域	
馬伝染性貧血検査	馬伝染性貧血の発生予防	1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬 3 前2号の馬と同一施設内で飼育している馬 4 競馬法(昭和23年法律第158号)による競馬に出場する馬	寒天ゲル内沈降反応法	当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する区域	
		農林水産大臣又は知事の指定する馬			
豚コレラ検査	豚の豚コレラの発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	
オーエスキー病検査	豚のオーエスキー病の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	
豚の豚流行性下痢(PED)検査	豚の豚流行性下痢の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	

伝染性胃腸炎検査	豚の伝染性胃腸炎の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域
豚繁殖・呼吸器障害症候群（PRRS）検査	豚の豚繁殖・呼吸器障害症候群の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域
流行性脳炎検査	豚の流行性脳炎の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域
ニューカッスル病検査	家きんのニューカッスル病の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める家きん	ウイルス分離検査又は血清学的検査	県下全域
高病原性鳥インフルエンザ検査	家きんの高病原性鳥インフルエンザの発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める家きん	ウイルス分離検査又は血清学的検査	県下全域
腐蛆病検査	みつばちの腐蛆病の発生予防	転飼をしようとするみつばち 県内飼育みつばちで家畜防疫員が必要と認めるもの	肉眼的検査又は細菌学的検査	県下全域

島根県告示第191号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により特定疾病又は監視伝染病を予防するための注射を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年 3月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

注射の種類	実施の目的	実施対象となる家畜の種類及び範囲	注射の方法	実施する区域	実施の期日
炭疽予防注射	牛の炭疽の発生予防	家畜防疫員が必要と認める牛	皮下注射法	県下全域	平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

島根県告示第192号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年 3月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
安来市広瀬町西谷983- 1 から983- 3 まで、995
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第193号

平成23年島根県告示第126号で保安林の指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を関係市役所及び町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成23年 3 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不 分 明 で あ る 通 知 の 相 手 方	
	保安林の権利者	住 所
邑智郡美郷町長藤995-1	三上 徳治郎	愛知県名古屋市千種区猪高町大字猪子石原字天神下969-32
邑智郡邑南町矢上6765	坂根 壽清治	邑智郡邑南町矢上2172
邑智郡邑南町日貫4705-15	山崎 重軌	兵庫県宝塚市清荒神1-2-30-1010
邑智郡邑南町日貫4705-15	山崎 忠子	邑智郡邑南町日貫3327
江津市桜江町長谷2223-1	湯浅 憲長	宮城県仙台市宮城野区南目館9-3-505
浜田市旭町都川1693、1694	平川 信義	浜田市旭町都川1701
鹿足郡吉賀町真田1487	有田 音松	鹿足郡吉賀町真田1680
鹿足郡津和野町長福334-4、915、1432-1	村上 和子	東京都大田区東馬込2-7-10
鹿足郡津和野町長福914、914-1	竹原 保男	広島県広島市安佐北区中深川1062

島根県告示第194号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第3項の規定により、第10次鳥獣保護事業計画を変更したので、同条第4項の規定により告示する。

変更後の第10次鳥獣保護事業計画は、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

平成23年 3 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第195号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成23年 3 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 加入区の名称
美保関町加入区
- 2 加入区の区域
漁業協同組合JFしまね美保関支所の地区の区域
- 3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分欄18に掲げる漁業の区分

島根県告示第196号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、安来市今津道マン土地区画整理組合理事長齋藤哲から平成23年2月24日付けで換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年3月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第197号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可をしたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 施行者の名称
出雲市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
出雲都市計画公園事業4・4・2号西新町公園
- 3 事業施行期間
平成21年4月17日から平成24年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

公 告

島根県オープン基盤構築運用保守業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成23年3月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 提案競技に付する事項
 - (1) 名称
島根県オープン基盤（以下「オープン基盤」という。）構築運用保守業務の調達
 - (2) 仕様
別に定める島根県オープン基盤構築運用保守業務に係る提案競技仕様書による。
 - (3) 期間
契約の日から平成29年3月31日まで
 - (4) 提案価格の上限額

提案価格の上限については、定めない。

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業の資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- ウ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- エ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- カ 本業務を実施する構築拠点が島根県内にあること（本業務を実施するために新たに設置されるものを含む。）。
- キ 共同企業体の構成員でないこと。
- ク 提出書類の提出期限日において、仮想サーバを構築し1年間以上の運用管理の実績があること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (ア) 目的
- (イ) 企業体の名称
- (ロ) 構成員の住所及び名称
- (ハ) 代表者の名称
- (ニ) 代表者の権限
- (ホ) 構成員の出資の割合
- (ヘ) 構成員の責任
- (フ) 取引金融機関
- (ク) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (ケ) 欠損金の負担の割合
- (セ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ソ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (ツ) 解散後の瑕疵担保責任
- (チ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからオに該当すること。

エ 構成員の中に(1)のカ及びクに該当する者が含まれること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成23年3月15日（火）から平成23年3月23日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午

から午後1時までの間を除く。)

(2) 配布場所

松江市殿町8番地(島根県庁南庁舎6階) 島根県地域振興部情報政策課電子自治体推進室

(3) 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

(2) 会社概要書又は経歴書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部)

(3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者(以下「登録業者」という。)については、写しの提出で可とする。)

(4) 県税に係る納税証明書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。)

(5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。)

(6) 協定書の写し 1部(共同企業体の場合のみ)

(7) 提案書提出書 1部

(8) 提案書 5部

(9) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(6)までの書類については、平成23年4月8日(金)午後3時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。)

イ 4の(7)から(9)までの書類については、平成23年4月25日(月)午後3時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。)

(3) 提出先

郵便番号690-8501

松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課電子自治体推進室

電話 0852-22-6717 ファックス 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること(ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。)

(2) 質問提出期限は、平成23年3月23日(水)午後5時までとする。

(3) 提出先

5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、平成23年3月30日(水)までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成23年 4 月13日付けで、郵送にて通知する。

8 選定方法

(1) 島根県オープン基盤構築運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。

(2) 評価については、以下の点を重点的に審査する。

ア 信頼性及び安定性

イ 運用性

ウ 拡張性及び柔軟性

エ 構築及び運用保守費用

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について審査委員会による審査を行う。

ア 第1次審査

書類審査を行い、数件の優良提案を選定する。

イ 第2次審査

第1次審査で選定された提案者によるヒアリングを実施し、最も優れた提案を選定する。ヒアリングの日程については平成23年 4 月28日（木）を予定している。

なお、ヒアリングの詳細日程等については、該当者にのみ別途通知する。

(5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(6) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

(6) あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required :
A Virtual server system for Shimane Prefectural Government 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents :
3 : 00 p.m. 25 April 2011
- (3) For further details contact :
Information Policy Division
1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan
TEL : 0852-22-6717

平成22年度後期技能検定試験の合格者は、次のとおりである。

平成23年 3月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

特級技能検定

金属熱処理

B 0006

機械加工

A 甲0002 B 0001 B 0003

機械保全

A 甲0003 A 甲0004 C 0001

1 級技能検定

さく井（ロータリー式さく井工事作業）

A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0007 A 甲0008

機械検査（機械検査作業）

A 甲0002

機械保全（機械系保全作業）

A 甲0001 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0008 A 甲0009 A 甲0010 A 甲0011 A 甲0012 A 甲0014 A 甲0015
A 甲0016 A 甲0017 A 甲0018 A 甲0019 A 甲0022 A 甲0024 A 甲0028 A 甲0030 A 甲0031 A 甲0038
A 甲0039 A 甲0040 A 甲0041 A 甲0042 A 甲0044 A 甲0049 A 甲0050 A 甲0051 B 0003 B 0015
B 0018 C 0001 C 0002 C 0003

機械保全（電気系保全作業）

A甲0001 A甲0002 C0001 C0002

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

C0001

空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

A甲0004 A甲0006 B0001 C0001

油圧装置調整（油圧装置調整作業）

A甲0001 A甲0002 C0001

農業機械整備（農業機械整備作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0007 A甲0008 A甲0012 A甲0014 A甲0015 A甲0016
A甲0017

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

A甲0001 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0007 A甲0009 A甲0010 A甲0011 B0002 C0001

強化プラスチック成形（ビニルエステル樹脂積層防食作業）

A甲0001 A甲0002

菓子製造（和菓子製造作業）

A甲0002 A甲0003

酒造（清酒製造作業）

A甲0002 A甲0003

建築大工（大工工事作業）

A甲0001 A甲0003 A甲0004 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0010 A甲0012 A甲0013
C0001 C0002 C0004 C0005 C0006 C0007

かわらぶき（かわらぶき作業）

A甲0001 A甲0007 B0001 C0003 C0004 C0005

配管（建築配管作業）

A甲0001 A甲0008 A甲0011 A甲0014 A甲0016 B0001 B0002 B0003 C0001

型枠施工（型枠工事作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0007 A甲0012 A甲0015 A甲0016 A甲0017
B0002 B0003

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

A甲0002 A甲0006

防水施工（アスファルト防水工事作業）

C0001

防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業）

C0001 C0002 C0003

防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業）

A甲0002 C0001 C0002

ガラス施工（ガラス工事作業）

A甲0001 A甲0002

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0004 B0001 B0002 C0001

金属材料試験（機械試験作業）

A甲0002 A甲0003

塗装（鋼橋塗装作業）

A甲0005 A甲0006 A甲0007 C0001 C0002 C0003

義肢・装具製作（義肢製作作業）

A甲0001 B0001

2級技能検定

さく井（ロータリー式さく井工事作業）

A甲0001 A甲0002 B0002

工場板金（機械板金作業）

A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0007

ロープ加工（ロープ加工作業）

A甲0004 A甲0006

機械検査（機械検査作業）

A甲0001 C0001 C0003

機械保全（機械系保全作業）

A甲0003 A甲0005 A甲0008 A甲0009 A甲0012 A甲0013 A甲0015 A甲0016 A甲0018 A甲0019
A甲0020 A甲0023 A甲0025 A甲0026 A甲0028 A甲0030 A甲0031 A甲0035 A甲0037 A甲0039
A甲0040 A甲0042 A甲0043 A甲0044 A甲0045 A甲0046 A甲0048 A甲0053 A甲0054 A甲0057
A甲0059 A甲0061 A甲0062 A甲0064 A甲0065 A甲0068 A甲0069 A甲0071 A甲0072 A甲0073
B0004 B0008 B0009 B0012 B0013 B0014 B0015 B0016 B0017 B0018 C0001 C0005 C0006
C0007 C0009 C0010 C0011 C0012 C0015 C0016 C0017

機械保全（電気系保全作業）

B0002

機械保全（設備診断作業）

C0001

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

A甲0004 A甲0005

空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 B0001

油圧装置調整（油圧装置調整作業）

A甲0001 B0001

農業機械整備（農業機械整備作業）

A甲0005 A甲0014 A甲0016 A甲0017 C0002

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0007 B0002

菓子製造（和菓子製造作業）

A甲0001

酒造（清酒製造作業）

A甲0002 B0001

建築大工（大工工事作業）

A甲0003 A甲0004 A甲0006 B0001 B0002

かわらぶき（かわらぶき作業）

A甲0001 A甲0002 C0001 C0002 C0006

配管（建築配管作業）

A甲0009 A甲0014 A甲0015 A甲0016 A甲0017

型枠施工（型枠工事作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0010 A甲0011 D0001

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0006 B0001

ガラス施工（ガラス工事作業）

A甲0001 C0001

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

A甲0001 A甲0004 A甲0005 C0002 D0001

金属材料試験（機械試験作業）

C0002 C0003

金属材料試験（組織試験作業）

A甲0001 A甲0002

塗装（鋼橋塗装作業）

A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0009

義肢・装具製作（義肢製作作業）

C0001

義肢・装具製作（装具製作作業）

A甲0001 A甲0002 C0001

3級技能検定

機械検査（機械検査作業）

A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0008 A甲0009 A甲0010 A甲0011 A甲0012 B0001 B0002 B0003
B0005 B0006 C0001 C0002 C0003

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

A甲0001 A甲0003 A甲0004 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0010

建築大工（大工工事作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006

配管（建築配管作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007

単一等級技能検定

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008 B0001

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年3月15日

島根県知事 溝口善兵衛

安来市中海町118番1、120番の一部、126番1、128番1

面積 7555.87平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市安来町878番地2

安来市長 近藤宏樹

平成23年度における宅地建物取引業法の規定に基づく講習の指定（昭和56年島根県告示第526号）により指定した講習は次のとおりである。

平成23年3月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 主催者の名称、住所及び連絡先

社団法人島根県宅地建物取引業協会 松江市寺町210-1 0852-23-6728

2 開催日時並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	時 間	会 場 名	所 在 地
平成23年7月15日（金）	午前9時50分から午後4時10分まで	浜田建設会館	浜田市原井町908-28
平成23年7月22日（金）	午前9時50分から午後4時10分まで	ホテル宍道湖	松江市西嫁島2-10-16
平成24年1月13日（金）	午前9時50分から午後4時10分まで	浜田建設会館	浜田市原井町908-28
平成24年1月20日（金）	午前9時50分から午後4時10分まで	ホテル宍道湖	松江市西嫁島2-10-16

3 受講料

11,000円

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第5号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第8条第6項の規定により、候補者等から自らが選定した手話通訳士1人による手話通訳を付して政見を録画するよう申込みがあったときに、当該手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画するものとされる放送事業者を次のとおり定める。

平成23年3月15日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

日本放送協会松江放送局

株式会社山陰放送

山陰中央テレビジョン放送株式会社

日本海テレビジョン放送株式会社